

プロポーザル説明書

1 プロポーザルの目的

札幌市交通局が発注する工事に係る設計業務等を委託する者（以下「設計者」という。）の選定に当たり、技術提案者の創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その業務の内容に最も適した設計者を選定することを目的とします。

2 業務概要

- (1) 業務名 南車両基地耐震改修工事実施設計
- (2) 業務概要 別紙「業務概要」による。

3 参加資格

本プロポーザルの対象業務は、建築設計及び設備設計の内容を含みます。参加を表明しようとする建築設計事務所は、他社の設備設計事務所を共同参加者として2者の共同により参加表明書と技術提案書を提出することが可能です。（同一社で3(2)の業務従業者の資格等を満たせる場合は単独の参加でも構いません。）また、参加表明に係る手続等については、建築設計事務所が主体となって行ってください。

なお、共同による提出については、共同参加者との共同企業体（JV）の結成を求めるものではありません。業務の契約は選定された建築設計事務所と行います。

(1) 参加者に求められる資格要件

次に掲げる資格及び条件の全てを満たしている者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建築設計においては、平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿に大分類「建設関連サービス業」中分類「建築設計・監理業」等級「A」の名簿区分で登録されていること。設備設計（共同による提出の場合は共同参加者）においては、平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿に大分類「建設関連サービス業」中分類「設備設計・監理業」の名簿区分で登録されていること。
- ウ 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月31日交通事業管理者決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- カ 建築設計においては、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築（増改築の場合はその工事部分の床面積）に係る実施設計業務若しくは延べ面積2,000㎡以上の建築物の耐震改修工事の実施設計業務（平成16年4月1日以降に業務が完了し、引渡し済みのものに限る。共同企業体により

履行した業務を含む。)において、元請として履行実績を有すること。

設備設計においては、延べ面積 5,000 m²以上の建築物の新築、増築又は改築（増改築の場合はその工事部分の床面積）に係る実施設計業務（平成 16 年 4 月 1 日以降に業務が完了し、引渡し済みのものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）元請として履行実績を有すること。

キ 3(2)に掲げる業務従事者を配置できること。

(2) 業務従事者の資格等

ア 総括責任者（業務全体を総括する役割を担う方）、建築設計における主任技術者（その分担業務を総括する役割を担う方）は建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。

イ 設備設計における主任技術者は、電気設備担当と機械設備担当の 2 名を選任し、建築士法に規定する設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格を有していること。なお、いずれか一方が建築士法に規定する設備設計一級建築士の資格を有していること。

ウ 総括責任者及び主任技術者は、参加表明する組織と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。また、設備設計事務所を共同参加者として 2 者の共同により参加表明する場合は、設備設計における主任技術者は、共同参加者の組織と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

エ 総括責任者と主任技術者は、兼任しないこと。

(3) 重複してプロポーザルに参加する場合

同日付で公示した「東車両基地耐震改修及び設備改良工事に係る基本設計・実施設計業務」及び「南北線シェルター耐震改修工事实施設計業務」と重複して参加することができます。

なお、上記業務の設計者に選定された者も審査の対象となります。

4 手続等

(1) 担当部局・提出先

札幌市交通局高速電車部施設課

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4-1

電話：(011) 896-2747 FAX：(011) 896-2793

e-mail：st.kenchiku@city.sapporo.jp ※データ容量は 4MB まで

(e-mail については、質問書及び評価内容等に関する質問書の提出のみ受付。)

(2) 事務等取り扱い日時

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとします。

(3) 全体日程

ア 質問書の提出期限 令和 2 年 2 月 5 日 (水) 正午まで

イ 質問書に対する回答 令和 2 年 2 月 12 日 (水) 送付予定

ウ 参加表明書・技術提案書の提出期限 令和 2 年 2 月 21 日 (金) 正午まで

エ 選定委員会 1 次審査結果・2 次審査（ヒアリング）実施要領送付
令和 2 年 3 月 10 日 (火) 送付予定

オ 選定委員会2次審査（ヒアリング）	<u>令和2年3月19日（木）実施予定</u>
カ 設計者の選定等通知	<u>令和2年3月24日（火）送付予定</u>
キ 評価内容等に関する質問書の提出期限	<u>令和2年3月27日（金）正午まで</u>
ク 評価内容等に関する質問書に対する回答	<u>令和2年3月30日（月）送付予定</u>

(4) 質問及び回答

- ・ 質問は提出期限までに**質問書（様式1）**を提出先に持参してください。なお、郵送、FAX及び電子メールによる提出（提出期限必着）も可能としますが、その際は、提出前に電話により提出先に確認してください。
- ・ 口頭による質問は受け付けられません。
- ・ 質問書には複数記載することも、質問書を複数枚提出することも支障ありません。
- ・ 質問に対する回答は、文書により質問書の提出者に回答の上、ホームページ上に掲載し、プロポーザル説明書の追加又は修正として取り扱います。

(5) 参加表明書・技術提案書の提出等

- ・ プロポーザル方式による設計者選定に参加しようとする者は、**参加表明書（様式2）及び技術提案書（様式3）各1部**を、提出期限までに提出先に持参又は郵送等（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）により提出してください。FAX、電子メールでの提出は受け付けられません。
- ・ 技術提案書は、別紙「**技術提案書作成要領**」に基づき作成してください。
- ・ 提案項目は「**5 提案内容について**」のとおりです。
- ・ 提出された書類は返却しません。

(6) 審査結果の通知及び評価内容質問等

- ・ 1次審査の通過者にはヒアリング実施要領を、非通過者にはその旨を記載した通知を送付します。
- ・ 2次審査の結果はヒアリングを実施した者全員に文書により通知します。
- ・ 1次審査の非通過者及びヒアリング実施者は、評価内容等を知りたい場合、提出期限までに**評価内容等に関する質問書（様式4）**を提出先に持参してください。なお、郵送、FAX及び電子メールによる提出（提出期限必着）も可能としますが、その場合は、提出前に電話により提出先に確認してください。
- ・ 口頭による質問は受け付けられません。
- ・ 質問に対する回答は質問書の提出者に文書により回答します。

5 提案内容について

本プロポーザルにおいて、求める提案項目は以下のとおりです。

■求める提案項目

- ① 段階的に改築及び耐震改修を行う上で重要となる構造上・施工上のポイントについて
- ② 段階的な改築等における設備系統更新時の留意点について
- ③ その他独自提案について（当該業務を実施するに当たり、重要と考えられる新たな視点等）

6 審査及び設計者の選定について

審査は、札幌市交通局に設置される「交通局プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、1次審査と2次審査の2段階で行います。各審査及びヒアリングは非公開とします。

なお、選定結果及び1次審査通過者名は、2次審査終了後ホームページにて公表します。

(1) 選定委員会の構成（5名）

- 委員長： 吉江 一弘 （交通局高速電車部 技術担当部長）
- 委員： 岡崎 太一郎 （北海道大学大学院 教授）
- 委員： 新沼 俊司 （交通局高速電車部施設課 工事担当課長）
- 委員： 玉田 孝文 （交通局高速電車部 施設課長）
- 委員： 青葉 宏明 （交通局高速電車部車両課 検修担当課長）

(2) 1次審査

- ・ 技術提案書を所定の期日までに提出した者を対象に、提出された技術提案書を評価基準に基づいて審査し、1次審査通過者を選定します。
- ・ 1次審査通過者（2次審査対象者）は、3者程度とします。なお、技術提案書を所定の期日までに提出した者が1者だった場合は、提出された技術提案書の評価が基準点を超える場合、2次審査対象者として選定します。

(3) 2次審査に伴うヒアリングの実施

- ・ 1次審査通過者を対象として、技術提案書をもとに、業務への意欲、姿勢等について選定委員会が評価を行うためのヒアリングを実施します。
- ・ 出席者は総括責任者1名と建築の主任技術者1名と設備の主任技術者2名の計4名以内に限定され、代理の出席は認められません。なお、総括責任者は必ず出席してください。
- ・ ヒアリングは1者約20分（説明10分、質疑10分）を予定し、順次個別に行います。なお、参加者数に応じて時間を変更する場合があります。
- ・ 出席できない場合又は実施時間に遅参した場合は、ヒアリングなしで審査することになります。
- ・ 提出された技術提案書を使用して説明するものとし、追加資料の配布及び具体的な設計図、模型、透視図等の持ち込みは禁止します。
- ・ 詳細は別途通知します。

(4) 2次審査

- ・ 1次審査通過者を対象に、ヒアリング内容を評価基準に基づいて審査し、1次審査の結果も勘案して、1位と評価した委員数が最も多い者を設計者として選定します。ただし、1位と評価した委員数が同数であった場合は、各委員の評価点を合計し、得点の高い者を設計者として選定します。
- ・ 選定した設計者に次いで1位を獲得した数が多い者を次点として選定します。
- ・ 技術提案書を提出した者が1者だった場合は、提出された技術提案書及びヒアリング内容の評価が基準点を超える場合、設計者として選定します。

(5) 評価基準

<技術提案書による評価（1次審査）>

ア 業務の実施体制（別紙「**実施体制評価基準**」）【建築設計事務所：20点、設備設計事務所：10点】

イ 業務の実施方針【20点】

ウ 提案内容【40点】

<ヒアリングによる評価（2次審査）>

エ 業務への意欲、姿勢等【40点】

ア～エの合計130点を満点として採点します。

※ 文章と整合性のないイメージ図等の表現は減点の対象となる場合があります。

7 技術提案書の取扱い

- ・ 原則、提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めませんが、事務局から追加資料を求めることがあります。
- ・ 著作権はそれぞれの設計事務所に帰属します。
- ・ 提出された技術提案書は非公開とします。
- ・ 設計者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成します。

8 業務委託について

- ・ 実施設計業務は令和2～4（2020～2022）年度に実施予定であり、予算及び事業計画の修正等により、業務の委託が不可能になった場合などには、実施しない場合があります。
- ・ 選定委員会で選定された設計者に対しては、原則として本業務を委託するものとします。
- ・ 設計者の選定から契約までの間に札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月31日交通事業管理者決裁）に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は契約を行わないことがあります。
- ・ 選定された設計者と本業務の契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとします。
- ・ 受託者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行するものとします。
- ・ 発注者は、契約後の設計業務等において、技術提案書の提案内容に拘束されません。

9 その他

(1) 言語・通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(2) 失格要件となる場合

以下の条件のいずれかに該当する場合には、選定委員会において審査の上、失格となることがあります。

- ・ 技術提案書に虚偽の記載がある場合
- ・ 選定中に、技術提案書に記載された総括責任者が担当できないことが明らかになった場合
- ・ 選定後に、技術提案書に記載された総括責任者が極めて特別な場合（死亡、入院等）を除き担当できないことが明らかになった場合
- ・ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・ 選定中に札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月31日交通事業管理者決裁）に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法（昭和27年法律第172号）による更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合
- ・ その他、選定委員会において不適切と認められた場合

(3) 受注資格の喪失

当該業務を受注した建設コンサルタント（協力を受ける他の建設コンサルタントを含む。）等が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、当該業務に係る工事の入札に参加し又は本件工事を請け負うことはできません。

(4) その他

- ・ 本プロポーザル方式による設計者選定に係る提出書類の作成及び提出に係る費用については、参加者の負担とします。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格するとともに、虚偽の記載をした者に対して当局が行う入札への参加停止を行うことがあります。
- ・ 発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできません。
- ・ 原則として、プロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリング、写真撮影が許されない場所での写真撮影及び通常の利用において立ち入ることが想定されない場所への立ち入り等は禁止します。

10 参考資料

以下の参考資料を、令和2年2月21日（金）まで「4 (1)担当部局・提出先」の窓口で配布します。

なお、当該参考資料の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外で使用することは禁止します。

- (1) 事業概要説明
- (2) 既存図（配置図、平面図、断面図等）
- (3) 計画平面図（基本設計計画案）

実施体制評価基準

1 業務の実施体制

分類	評価項目		評価区分		配点	MAX
1 (1) 事務所の類似実績	事務所の類似業務実績	事務所の類似実績 「プロポーザル説明書3(1)カ」に記載の条件に該当する実績を記載し契約書及び施設の用途、階数並びに延べ面積を確認できる書類の写しを添付	実績1件につき (合計2件まで)		1.5	5
	過去の業務実績	事務所の類似実績(評定点) 過去3年間で本市から受注した業務を対象とし、(評定点の合計)÷(評定点の記載があった業務数)を評価	80点以上		2	
1 (2) 保険	保険の加入状況	賠償責任保険の加入状況 事務所の賠償責任保険の加入の有無が確認できる書類の写しを添付	加入あり		1	1
			加入なし		0	
1 (3) ア 総括責任者	保有資格	保有資格 「技術提案書作成要領3(3)」・の3番目に記載の条件を満たす資格を記載し証明できる書類の写しを添付	2個以上取得あり		1	1
			1個取得あり		0	
	手持ち業務	手持ち業務 令和2年4月以降も携わる1千万(設備:5百万)円以上(税抜)の設計業務及び監理業務数	3件未満		1	1
			3件以上		0	
CPD	CPD取得単位数 「技術提案書作成要領3(3)」・の5番目に記載の条件を満たす単位を取得し証明できる書類の写しを添付	取得あり		1	1	
		取得なし		0		
業務実績	業務実績 「技術提案書作成要領3(3)」・の6番目に記載の条件に該当する実績を記載し契約書及び施設の用途・階数・延べ面積を確認できる書類並びに携わった立場を証明できる書類の写し [*] 及び実施体制証明書(様式5)を添付	条件アに該当する実績1件につき	合計2件まで	2	4	
		条件イに該当する実績1件につき		1		
1 (3) イ、 1 2 (3) ア・ イ	保有資格	保有資格 「技術提案書作成要領3(3)」・の3番目に記載の条件を満たす資格を記載し証明できる書類の写しを添付	2個以上取得あり		1	1
			1個取得あり		0	
手持ち業務	手持ち業務 令和2年4月以降も携わる1千万(設備:5百万)円以上(税抜)の設計業務及び監理業務数	3件未満		1	1	
		3件以上		0		
CPD	CPD取得単位数 「技術提案書作成要領3(3)」・の5番目に記載の条件を満たす単位を取得し証明できる書類の写しを添付	取得あり		1	1	
		取得なし		0		
主任技術者	業務実績	業務実績 「技術提案書作成要領3(3)」・の6番目に記載の条件に該当する実績を記載し契約書及び施設の用途・階数・延べ面積を確認できる書類並びに携わった立場を証明できる書類の写し [*] 及び実施体制証明書(様式5)を添付	条件アに該当する実績1件につき	合計2件まで	2	4
			条件イに該当する実績1件につき		1	
[*] 携わった立場を証明できる書類の写しを提出できない場合は、省略可。					合計	20

^{*}「南車両基地耐震改修工事実施設計業務」及び「東車両基地耐震改修及び設備改良工事に係る基本設計・実施設計業務」の設備設計の評価は、この基準に係数0.5を掛けたものとする。

業 務 概 要

1 業務名

南車両基地耐震改修工事実施設計

2 背景等

南車両基地は札幌市営地下鉄南北線の車両基地として、昭和 46（1971）年に建設され、その後、昭和 47 年、49 年、50 年と 3 度増築を行っている。建設後約 50 年が経過し、経年劣化による老朽化が著しく、耐震性能も不足していることから、老朽化及び耐震化対策が必要な施設となっている。

平成 28（2016）年度に行った基本設計において、現工場棟は耐震補強を行うことにより車両の検査・整備業務に支障をきたすことが明らかになったことから、新しく工場棟を敷地内東側に増築し、現工場棟は車両の留置スペースを確保するために車庫棟への改築を予定している。それ以外の出入庫棟及び車庫棟については、耐震改修を行い、併せて老朽化対策として建築物の長寿命化を目的とした屋上防水や外壁等の改修を予定している。

本業務は、その実施設計を行うものである。

3 施設概要

(1) 敷地概要

所在地 : 札幌市南区真駒内東町 2 丁目
敷地面積 : 52,900 m²
用途地域 : 準工業地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
第 1 種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
防火地域 : 指定なし
高度地区 : 33m 高度地区
その他 : 特別用途地区（大規模集客施設制限地区）、宅地造成工事規制区域、
景観計画区域

(2) 建物概要

施設用途 : 整備工場、車庫、事務所
構造・階数 : 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上 3 階地下 1 階
建築面積 : 37,737 m²
延べ面積 : 42,201 m²
関連設備 : 電気・機械設備、信号通信、電力
在籍車両定数 : 120 両（20 編成）

4 想定事業費

約 321 億円

※実施設計業務に係る予定額：約 2 億 1,000 万円（設備設計、地質・測量調査含む）

5 業務内容等

(1) 業務内容

南車両基地の耐震化に向けた建築工事、設備工事及び解体工事に係る実施設計並びに地質、測量調査を行う。（土木・軌道、転てつ器及び電力・信号通信の設計は別途業務。）

当該工事は地下鉄の運行及び車両基地の機能を維持しながらの施工となるため、施工範囲や施工順序を明確にし、運行業務や車両の点検整備業務、関連設備への影響を整理、調整した上で施工計画を策定すること。また、段階的な改築及び耐震改修となることから、施工段階での構造的な安全性の検討や部分使用が可能な計画とし、設計に反映すること。

その他、下記項目に係る検討及び設計を行うこと。

① 増改築部

- ・ 事業費削減に向けた平面計画の見直し
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する検討

② 耐震改修部

- ・ 耐震補強方法の選定及び施工計画の策定（耐震改修計画の評定取得を含む）
- ・ 長寿命化に係る改修計画の策定
- ・ 車庫棟部分に対する法適合確認及び法適合に必要な改修計画の策定
- ・ 耐震改修計画の車庫棟部分に対する法適合確認及び法適合に必要な改修計画の策定

(2) 想定スケジュール

令和2～4年度 実施設計

令和5～15年度 工事及び工事監理

※ 予算及び事業計画の修正等により業務の委託が不可能となった場合などには、実施しない場合がある。

(3) 業務の進め方

- ・ 札幌市営交通の特殊性を考慮し、所管部署と協議・調整を行いながら設計を進めること。
- ・ 平面計画や施工計画については、平成30年度に実施した「南車両基地耐震改修工事基本設計追加検討業務」※を参考に設計を進めること。

※ 「プロポーザル説明書 10 参考資料(1)～(3)」参照。

<工事施工にあたっての前提条件>

- ・ 本線営業及び車両基地での車両整備の作業等に支障をきたさないこと。
- ・ 夜間作業については、原則、地下鉄営業終了後のAM 1:00～5:00とする。

(4) 履行期間（予定）

契約締結日から令和5年3月頃まで

(5) 留意事項

業務内容及び特記事項等については、設計業務委託仕様書によるものとする。